

(仮称)平塚市教育大綱(素案)に係るパブリックコメントについて

1 実施概要

(1) 募集期間

平成28年2月8日(月)から平成28年3月8日(火)まで(30日間)

(2) 提出方法

郵送、FAX、直接持参、電子メール

(3) 配布場所

市役所本館(4階:行政総務課・5階:市政情報コーナー)、豊原分庁舎、各公民館、各図書館、駅前市民窓口センター、市民活動センター、青少年会館

2 実施結果

(1) 提出者数

3名

(2) 提出意見数

12件(うち1件はパブリックコメント対象外部分(大綱策定の趣旨)についての意見)

(3) 意見の内容

	該当箇所	意見の内容	理由
	1 基本理念		
①	未来の礎を築く教育のまち 平塚	「未来」を「我が国や郷土」に変更してほしい。	過去から脈々と続く歴史観や自然観等から英知を学び、未来を拓く精神を養うことで世界で対等に話し合う力を備えることができるため。
	2 基本方針		
②	(1) 確かな学力と豊かな育ちを培う教育環境の充実	「我が国の伝統や文化を尊重し、これらを育んだ我が国や郷土を愛する態度を育む教育を推進します。」と明記してほしい。	1 現在の教育に国への愛情や関心が感じられない。 2 我が国の伝統には素晴らしいものが数々あるのでそれを教えてほしい 3 これらのことを踏まえ教育を行えば、国への親しみ誇りを持つようになる。

③	(1) 確かな学力と豊かな育ちを培う教育環境の充実	「自国の歴史や伝統・文化についてより深い理解力を身に付けた人材の育成を推進します。」という文章を追加してほしい。	<p>1 現在の教育に国への愛情や関心が感じられない。</p> <p>2 我が国の伝統には素晴らしいものが数々あるのでそれを教えてほしい</p> <p>3 これらのことを踏まえ教育を行えば、国への親しみ誇りを持つようになる。</p>
④	(1) 確かな学力と豊かな育ちを培う教育環境の充実	「一人ひとり」の後に「特性を拓き活かし」と加筆してほしい。	生きる力は自信をつけることであり、継続・習慣にできる特性を早く見出し、活かし、未来を拓く力を発揮する環境整備が必要。
⑤	(1) 確かな学力と豊かな育ちを培う教育環境の充実	「公共の精神の尊重」と明記してほしい。	モラルの低下が言われており、教育基本法においても「公共の精神」が目標とされているため。
⑥	(1) 確かな学力と豊かな育ちを培う教育環境の充実	「豊かな人間性」の後に「と道徳心」と加筆してほしい。	モラルの低下が言われており、教育基本法においても「道徳心を養う」が目標とされているため。
⑦	(1) 確かな学力と豊かな育ちを培う教育環境の充実	「人権を尊重した」の前に「勤労を重んじ、」と加筆してほしい。	我が国の「勤労の美德」は世界に誇るべき考えであるため。
⑧	(1) 確かな学力と豊かな育ちを培う教育環境の充実及び(2) 子どもの育ちを支援する環境の充実	「家庭教育を重要なものとして積極的に推進する」旨を規定してほしい。	<p>1 家庭は、教育をはじめ社会の基礎である。</p> <p>2 教育基本法においても重要性や地方公共団体の支援について定めている。</p>
⑨	(3) 芸術・文化やスポーツ活動にふれあう環境の充実	「自然体験・芸術・文化やスポーツ・遊びにかかわる環境の充実」に変更してほしい。	本市には自然の中で遊べる場所があり、その中で五感を育み郷土を愛する心も育つものとする。
⑩	(3) 芸術・文化やスポーツ活動にふれあう環境の充実	「市民ニーズに対応するため」の後に「自然観、歴史観、生命観を大切にしたい」と加筆してほしい。	生涯学習は、特技・特性・好きな事、興味、趣味と様々であり、先人の英知、想い、命を受け継ぎ生かされ次代へと引き継がれてほしい。
⑪		<p>基本方針に次の内容を追加してほしい。</p> <p>(4) 教育行政</p> <p>「教育行政にあつては、教育基本法第16条に則り、教育の偏りを押し、法律に遵って行う。」</p>	首長は民意を代表する法律に従うことを表明し、教育行政の監督、指導をしてほしい。